

○経済産業省令第 号

計量法施行令等の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十六号）の施行に伴い、並びに計量法（平成四年法律第五十一号）及び計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、計量法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 赤澤 亮正

計量法施行規則等の一部を改正する省令

（計量法施行規則の一部改正）

第一条 計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	(軽微な修理)
改正前	(軽微な修理)

第十条 法第四十六条第一項の経済産業省令で定める軽微な修理は、次のとおりとする。

一 (略)

二 質量計に係る次に掲げる修理

イ (略)

ロ 自動捕捉式はかりに係る日本産業規格 B

七六〇七(二〇二六) 附属書に掲げる軽微な修理

第十条 法第四十六条第一項の経済産業省令で定める軽微な修理は、次のとおりとする。

一 (略)

二 質量計に係る次に掲げる修理

イ (略)

ロ 自動はかりに係る次に掲げる修理

(1) ホツパースケールに係る日本産業規格

B 七六〇三(二〇二四) 附属書に掲げる軽微な修理

(2) 充填用自動はかりに係る日本産業規格

B 七六〇四―一(二〇二四) 附属書に掲

三〇十二 (略)

2 (略)

(簡易修理)

第十一条 法第四十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める修理は、次のとおりとする。

げる軽微な修理

(3) | コンベヤスケールに係る日本産業規格

B七六〇六一―(二〇二四) 附属書に掲げる軽微な修理

(4) | 自動捕捉式はかりに係る日本産業規格

B七六〇七(二〇二四) 附属書に掲げる軽微な修理

三〇十二 (略)

2 (略)

(簡易修理)

第十一条 法第四十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める修理は、次のとおりとする。

一 (略)

二 質量計に係る次に掲げる修理

イ (略)

ロ 自動捕捉式はかりに係る日本産業規格 B

七六〇七(二〇二六) 附属書に掲げる簡易

修理

一 (略)

二 質量計に係る次に掲げる修理

イ (略)

ロ 自動はかりに係る次に掲げる修理

(1) ホッパースケールに係る日本産業規格

B 七六〇三(二〇二四) 附属書に掲げる

簡易修理

(2) 充填用自動はかりに係る日本産業規格

B 七六〇四―一(二〇二四) 附属書に掲

げる簡易修理

(3) コンベヤスケールに係る日本産業規格

ハ (略)

三十三 (略)

2 (略)

(登録に係る区分)

第九十条 法第四百十三條第一項の登録に係る物象の状態の量は法第二条第一項第一号及び第二号に掲げるものとし、次のとおり区分する。な

B七六〇六一 (二〇二四) 附属書に掲

げる簡易修理

(4) 自動捕捉式はかりに係る日本産業規格

B七六〇七 (二〇二四) 附属書に掲げる

簡易修理

ハ (略)

三十三 (略)

2 (略)

(登録に係る区分)

第九十条 法第四百十三條第一項の登録に係る物象の状態の量は法第二条第一項第一号及び第二号に掲げるものとし、次のとおり区分する。な

お、区分の名称については、機構が別に定め
る。

一〇七 (略)

八 角速度

九〇二六 (略)

2 (略)

お、区分の名称については、機構が別に定め
る。

一〇七 (略)

(新設)

八〇二五 (略)

2 (略)

(特定計量器検定検査規則の一部改正)

第二条 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

(表記)

第一百八条 質量計の表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

二 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇

(表記)

第一百八条 質量計の表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 (略)

二 ホッパースケール 日本産業規格 B 七六〇

三 (二〇二四) 附属書

三 充填用自動はかり 日本産業規格 B 七六〇

四 一 (二〇二四) 附属書及び日本産業規格

B 七六〇四 一 (二〇二一)

四 コンベヤスケール 日本産業規格 B 七六〇

六 一 (二〇二四) 附属書及び日本産業規格

B 七六〇六 一 (二〇一九)

五 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇

七(二〇二六) 附属書

三(略)

(性能)

第二百二十七条 質量計の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一(略)

(削る)

(削る)

(削る)

七(二〇二四) 附属書

六(略)

(性能)

第二百二十七条 質量計の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一(略)

二 ホツパースケール 日本産業規格 B 七六〇

三(二〇二四) 附属書

三 充填用自動はかり 日本産業規格 B 七六〇

四一(二〇二四) 附属書及び日本産業規格

B 七六〇四一(二〇二一)

四 コンベヤスケール 日本産業規格 B 七六〇

-
- 二| 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇七 (二〇二六) 附属書

- 三| (略)

(検定公差)

第百八十二条 質量計の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 (略)

(削る)

(削る)

六一一 (二〇二四) 附属書及び日本産業規格 B 七六〇六一二 (二〇一九)

- 五| 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇七 (二〇二四) 附属書

- 六| (略)

(検定公差)

第百八十二条 質量計の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 (略)

- 二| ホツパースケール 日本産業規格 B 七六〇

- 三| (二〇二四) 附属書

- 三| 充填用自動はかり 日本産業規格 B 七六〇

(削る)

- 二| 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇七 (二〇二六) 附属書
- 三| (略)

(構造検定の方法)

第百八十三条 質量計の構造検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 (略)

四| 一 (二〇二四) 附属書及び日本産業規格 B 七六〇四| 二 (二〇二一)

四| コンベヤスケール 日本産業規格 B 七六〇

六| 一 (二〇二四) 附属書及び日本産業規格

B 七六〇六| 二 (二〇一九)

- 五| 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇七 (二〇二四) 附属書
- 六| (略)

(構造検定の方法)

第百八十三条 質量計の構造検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

二| 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇

七 (二〇二六) 附属書

三| (略)

(器差検定の方法)

二| ホッパースケール 日本産業規格 B 七六〇

三 (二〇二四) 附属書

三| 充填用自動はかり 日本産業規格 B 七六〇

四―一 (二〇二四) 附属書及び日本産業規格

B 七六〇四―二 (二〇二一)

四| コンベヤスケール 日本産業規格 B 七六〇

六―一 (二〇二四) 附属書及び日本産業規格

B 七六〇六―二 (二〇一九)

五| 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇

七 (二〇二四) 附属書

六| (略)

(器差検定の方法)

第二百四条 質量計の器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

二 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇

七 (二〇二六) 附属書

第二百四条 質量計の器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 (略)

二 ホツパースケール 日本産業規格 B 七六〇

三 (二〇二四) 附属書

三 充填用自動はかり 日本産業規格 B 七六〇

四 一 (二〇二四) 附属書及び日本産業規格

B 七六〇四 一 (二〇二一)

四 コンベヤスケール 日本産業規格 B 七六〇

六 一 (二〇二四) 附属書及び日本産業規格

B 七六〇六 一 (二〇一九)

五 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇

七 (二〇二四) 附属書

三 (略)

(性能に係る技術上の基準)

第二百十一条 質量計の性能に係る技術上の基準

は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

六 (略)

(性能に係る技術上の基準)

第二百十一条 質量計の性能に係る技術上の基準

は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 (略)

二 ホツパースケール 日本産業規格 B 七六〇

三 (二〇二四) 附属書

三 充填用自動はかり 日本産業規格 B 七六〇

四 一 (二〇二四) 附属書及び日本産業規格

B 七六〇四 一 (二〇二一)

四 コンベヤスケール 日本産業規格 B 七六〇

-
- 二| 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇七 (二〇二六) 附属書

- 三| (略)

(使用公差)

第二百十二条 質量計の使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 (略)

(削る)

(削る)

六一一 (二〇二四) 附属書及び日本産業規格 B 七六〇六一二 (二〇一九)

- 五| 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇七 (二〇二四) 附属書

- 六| (略)

(使用公差)

第二百十二条 質量計の使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 (略)

- 二| ホツパースケール 日本産業規格 B 七六〇

- 三| (二〇二四) 附属書

- 三| 充填用自動はかり 日本産業規格 B 七六〇

(削る)

二| 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇

七 (二〇二六) 附属書

三| (略)

(性能に関する検査の方法)

第二百十三条 質量計の性能に関する検査の方法

は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

四| 一 (二〇二四) 附属書及び日本産業規格

B 七六〇四| 二 (二〇二一)

四| コンベヤスケール 日本産業規格 B 七六〇

六| 一 (二〇二四) 附属書及び日本産業規格

B 七六〇六| 二 (二〇一九)

五| 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇

七 (二〇二四) 附属書

六| (略)

(性能に関する検査の方法)

第二百十三条 質量計の性能に関する検査の方法

は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

二| 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇

七 (二〇二六) 附属書

三| (略)

一 (略)

二| ホッパースケール 日本産業規格 B 七六〇

三 (二〇二四) 附属書

三| 充填用自動はかり 日本産業規格 B 七六〇

四| 一 (二〇二四) 附属書及び日本産業規格

B 七六〇四| 二 (二〇二一)

四| コンベヤスケール 日本産業規格 B 七六〇

六| 一 (二〇二四) 附属書及び日本産業規格

B 七六〇六| 一 (二〇一九)

五| 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇

七 (二〇二四) 附属書

六| (略)

(器差検査の方法)

第二百十四条 質量計の器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

二 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇

(器差検査の方法)

第二百十四条 質量計の器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 (略)

二 ホッパースケール 日本産業規格 B 七六〇
三 (二〇二四) 附属書

三 充填用自動はかり 日本産業規格 B 七六〇

四 一 (二〇二四) 附属書及び日本産業規格

B 七六〇四 一 (二〇二一)

四 コンベヤスケール 日本産業規格 B 七六〇

六 一 (二〇二四) 附属書及び日本産業規格

B 七六〇六 一 (二〇一九)

五 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇

七(二〇二六) 附属書

三 (略)

(表記)

第六百五十六条 最大需要電力計（最大需要電力表示装置付電力量計の最大需要電力表示装置を含む。以下同じ。）の表記事項は、日本産業規格C一二八三―二(二〇二六)による。

(性能)

第六百五十七条 最大需要電力計の性能は、日本産業規格C一二八三―二(二〇二六)による。

七(二〇二四) 附属書

六 (略)

(表記)

第六百五十六条 最大需要電力計（最大需要電力表示装置付電力量計の最大需要電力表示装置を含む。以下同じ。）の表記事項は、日本産業規格C一二八三―二(二〇一七)による。

(性能)

第六百五十七条 最大需要電力計の性能は、日本産業規格C一二八三―二(二〇一七)による。

(検定公差)

第六百八十条 最大需要電力計の検定公差は、日本産業規格C 128312 (2026) による。

(構造検定の方法)

第六百八十一条 最大需要電力計の構造検定の方法は、日本産業規格C 128312 (2026) による。

(器差検定の方法)

第七百六条 最大需要電力計の器差検定の方法は、日本産業規格C 128312 (2026) に

(検定公差)

第六百八十条 最大需要電力計の検定公差は、日本産業規格C 128312 (2017) による。

(構造検定の方法)

第六百八十一条 最大需要電力計の構造検定の方法は、日本産業規格C 128312 (2017) による。

(器差検定の方法)

第七百六条 最大需要電力計の器差検定の方法は、日本産業規格C 128312 (2017) に

よる。

(性能に係る技術上の基準)

第七百七条 最大需要電力計の性能に係る技術上の基準は、日本産業規格C一二八三―二(二〇二六)による。

(使用公差)

第七百八条 最大需要電力計の使用公差は、日本産業規格C一二八三―二(二〇二六)による。

(性能に関する検査の方法)

第七百九条 最大需要電力計の性能に関する検査

よる。

(性能に係る技術上の基準)

第七百七条 最大需要電力計の性能に係る技術上の基準は、日本産業規格C一二八三―二(二〇一七)による。

(使用公差)

第七百八条 最大需要電力計の使用公差は、日本産業規格C一二八三―二(二〇一七)による。

(性能に関する検査の方法)

第七百九条 最大需要電力計の性能に関する検査

の方法は、日本産業規格C一二八三―二(二〇二六)による。

(器差検査の方法)

第七百十条 最大需要電力計の器差検査の方法は、日本産業規格C一二八三―二(二〇二六)による。

(表記)

第七百十一条 電力量計(最大需要電力表示装置付電力量計にあつては、最大需要電力表示装置を除く。以下同じ。)及び無効電力量計(以下「電力量計等」という。)の表記事項は、それ

の方法は、日本産業規格C一二八三―二(二〇一七)による。

(器差検査の方法)

第七百十条 最大需要電力計の器差検査の方法は、日本産業規格C一二八三―二(二〇一七)による。

(表記)

第七百十一条 電力量計(最大需要電力表示装置付電力量計にあつては、最大需要電力表示装置を除く。以下同じ。)及び無効電力量計(以下「電力量計等」という。)の表記事項は、それ

ぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C一二七一一(二〇二六)

二〇二六)

二 (略)

- 三 特別精密電力量計のうち、電子式のもの

日本産業規格C一二七二一二(二〇二六)

- 四 特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計 日本産業規格C一二一六一二(二〇二六)

- 五 無効電力量計のうち、電子式のもの 日本

ぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C一二七一一(二〇一七)

二〇一七)

二 (略)

- 三 特別精密電力量計のうち、電子式のもの

日本産業規格C一二七二一二(二〇一七)

- 四 特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計 日本産業規格C一二一六一二(二〇一七)

- 五 無効電力量計のうち、電子式のもの 日本

産業規格 C 一二七三―二 (二〇二六)

六 (略)

(性能)

第七百十二条 電力量計等の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格 C 一二七一―二 (二〇二六)

二 (略)

三 特別精密電力量計のうち、電子式のもの

日本産業規格 C 一二七二―二 (二〇二六)

四 特別精密電力量計、精密電力量計若しくは

産業規格 C 一二七三―二 (二〇一七)

六 (略)

(性能)

第七百十二条 電力量計等の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格 C 一二七一―二 (二〇一七)

二 (略)

三 特別精密電力量計のうち、電子式のもの

日本産業規格 C 一二七二―二 (二〇一七)

四 特別精密電力量計、精密電力量計若しくは

変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量

計 日本産業規格C 121612 (2026

)

五 無効電力量計のうち、電子式のもの 日本

産業規格C 127312 (2026)

六 (略)

(検定公差)

第七百二十四条 電力量計等の検定公差は、それ

ぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電

子式のもの 日本産業規格C 127112 (

変成器とともに使用される普通電力量計のうち

ち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量

計 日本産業規格C 121612 (2017

)

五 無効電力量計のうち、電子式のもの 日本

産業規格C 127312 (2017)

六 (略)

(検定公差)

第七百二十四条 電力量計等の検定公差は、それ

ぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電

子式のもの 日本産業規格C 127112 (

二〇二六)

二 (略)

三 特別精密電力量計のうち、電子式のもの

日本産業規格C一二七二―二(二〇二六)

四 特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計 日本産業規格C一二一六―二(二〇二六)

)

五 無効電力量計のうち、電子式のもの 日本

産業規格C一二七三―二(二〇二六)

六 (略)

二〇一七)

二 (略)

三 特別精密電力量計のうち、電子式のもの

日本産業規格C一二七二―二(二〇一七)

四 特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計 日本産業規格C一二一六―二(二〇一七)

)

五 無効電力量計のうち、電子式のもの 日本

産業規格C一二七三―二(二〇一七)

六 (略)

(構造検定の方法)

第七百二十五条 電力量計等の構造検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格 C 一二七一一二 (二〇二六)

二 (略)

三 特別精密電力量計のうち、電子式のもの

日本産業規格 C 一二七二一二 (二〇二六)

四 特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量

(構造検定の方法)

第七百二十五条 電力量計等の構造検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格 C 一二七一一二 (二〇一七)

二 (略)

三 特別精密電力量計のうち、電子式のもの

日本産業規格 C 一二七二一二 (二〇一七)

四 特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量

計 日本産業規格 C 一二二六―二 (二〇二六)

)

五 無効電力量計のうち、電子式のもの 日本

産業規格 C 一二七三―二 (二〇二六)

六 (略)

(器差検定の方法)

第七百五十条 電力量計等の器差検定の方法は、

それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電

子式のもの 日本産業規格 C 一二七一―二 (

二〇二六)

計 日本産業規格 C 一二二六―二 (二〇一七)

)

五 無効電力量計のうち、電子式のもの 日本

産業規格 C 一二七三―二 (二〇一七)

六 (略)

(器差検定の方法)

第七百五十条 電力量計等の器差検定の方法は、

それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電

子式のもの 日本産業規格 C 一二七一―二 (

二〇一七)

二 (略)

三 特別精密電力量計のうち、電子式のもの

日本産業規格C一二七二―二(二〇二六)

四 特別精密電力量計、精密電力量計若しくは

変成器とともに使用される普通電力量計のう

ち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量

計 日本産業規格C一二一六―二(二〇二六)

)

五 無効電力量計のうち、電子式のもの 日本

産業規格C一二七三―二(二〇二六)

六 (略)

(性能に係る技術上の基準)

二 (略)

三 特別精密電力量計のうち、電子式のもの

日本産業規格C一二七二―二(二〇一七)

四 特別精密電力量計、精密電力量計若しくは

変成器とともに使用される普通電力量計のう

ち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量

計 日本産業規格C一二一六―二(二〇一七)

)

五 無効電力量計のうち、電子式のもの 日本

産業規格C一二七三―二(二〇一七)

六 (略)

(性能に係る技術上の基準)

第七百五十一条 電力量計等の性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C一二七一一二(二〇二六)

二 (略)

三 特別精密電力量計のうち、電子式のもの

日本産業規格C一二七二一二(二〇二六)

- 四 特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計 日本産業規格C一二一六一二(二〇二六)

第七百五十一条 電力量計等の性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C一二七一一二(二〇一七)

二 (略)

三 特別精密電力量計のうち、電子式のもの

日本産業規格C一二七二一二(二〇一七)

- 四 特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計 日本産業規格C一二一六一二(二〇一七)

五 無効電力量計のうち、電子式のもの 日本
産業規格C一二七三―二(二〇二六)

六 (略)

(使用公差)

第七百五十二条 電力量計等の使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電

子式のもの 日本産業規格C一二七一―二(

二〇二六)

二 (略)

三 特別精密電力量計のうち、電子式のもの

五 無効電力量計のうち、電子式のもの 日本
産業規格C一二七三―二(二〇一七)

六 (略)

(使用公差)

第七百五十二条 電力量計等の使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電

子式のもの 日本産業規格C一二七一―二(

二〇一七)

二 (略)

三 特別精密電力量計のうち、電子式のもの

日本産業規格C一二七二―二(二〇二六)

- 四 特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計 日本産業規格C一二一六―二(二〇二六)
- 五 無効電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C一二七三―二(二〇二六)

六 (略)

(性能に関する検査の方法)

第七百五十三条 電力量計等の性能に関する検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業

日本産業規格C一二七二―二(二〇一七)

- 四 特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計 日本産業規格C一二一六―二(二〇一七)
- 五 無効電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C一二七三―二(二〇一七)

六 (略)

(性能に関する検査の方法)

第七百五十三条 電力量計等の性能に関する検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業

規格による。

一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C一二七一一二(二〇二六)

二 (略)

三 特別精密電力量計のうち、電子式のもの

日本産業規格C一二七二一二(二〇二六)

四 特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計 日本産業規格C一二一六一二(二〇二六)

五 無効電力量計のうち、電子式のもの 日本

規格による。

一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C一二七一一二(二〇一七)

二 (略)

三 特別精密電力量計のうち、電子式のもの

日本産業規格C一二七二一二(二〇一七)

四 特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計 日本産業規格C一二一六一二(二〇一七)

五 無効電力量計のうち、電子式のもの 日本

産業規格 C 一二七三―二 (二〇二六)

六 (略)

(器差検査の方法)

第七百五十四条 電力量計等の器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格 C 一二七一―二 (二〇二六)

二 (略)

三 特別精密電力量計のうち、電子式のもの

日本産業規格 C 一二七二―二 (二〇二六)

産業規格 C 一二七三―二 (二〇一七)

六 (略)

(器差検査の方法)

第七百五十四条 電力量計等の器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格 C 一二七一―二 (二〇一七)

二 (略)

三 特別精密電力量計のうち、電子式のもの

日本産業規格 C 一二七二―二 (二〇一七)

<p>四 特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計 日本産業規格C一二一六―二(二〇二六)</p> <p>五 無効電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C一二七三―二(二〇二六)</p> <p>六 (略)</p>	<p>四 特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計 日本産業規格C一二一六―二(二〇一七)</p> <p>五 無効電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C一二七三―二(二〇一七)</p> <p>六 (略)</p>
--	--

(指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部改正)

第三条 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令(平成五年通商産業省令第七十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

別表第二(第九条関係)

事項業	業務の範囲
一 特定計量器の種類	一 (略)
	イ・ロ (略)
	(削る)
	(削る)
	(削る)

改正前

別表第二(第九条関係)

事項業	業務の範囲
一 特定計量器の種類	一 (略)
	イ・ロ (略)
	二 ホッパースケール
	三 充填用自動はかり
	四 コンベヤスケール

(略)	区分		指定の
(略)	名称	検	
(略)	性	定	
(略)	能	設	
(略)	条件	する者	備
(略)	人数		検定を実施

別表第三(第十条関係)

二	
(略)	
(略)	二・三(略)

(略)	区分		指定の
(略)	名称	検	
(略)	性	定	
(略)	能	設	
(略)	条件	する者	備
(略)	人数		検定を実施

別表第三(第十条関係)

二	
(略)	
(略)	五・六(略)

	計	電力量	(略)
	(削る)	(略)	(略)
	(削る)	(略)	(略)
			(略)
		(略)	

	計	電力量	(略)
	試験装置	雑音試験	衝撃性
できるもの	響の試験が	性雑音の影	定する衝撃
	六―二に規	格C―二―一	日本産業規
			(略)
		(略)	

指定の 検 定 設 備 検定を実施	別表第四 (第十条関係)	(略)	(略)		
		(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	の
		～ (略)			
		～ (略)	～ (略)		

指定の 検 定 設 備 検定を実施	別表第四 (第十条関係)	(略)	(略)		
		(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	
		～ (略)			
		～ (略)	～ (略)		

	(削る)	(略)	区分	
	(削る)	(略)	名称	
	(削る)	(略)	性能	
	(略)	(略)	条件	
	(略)	(略)	人数	する者

	ル スケ ホッパ	(略)	区分	
	はかり 銅管理 基準分	(略)	名称	
	きるもの る試験がで 三に規定す 格B七六〇	(略)	性能	
	(略)	(略)	条件	
	(略)	(略)	人数	する者

(削る)	(削る)
(削る)	(削る)
(削る)	(削る)

コンベ	自動は	充填用
ヤスケ	銅管理	基準分
はかり	はかり	日本産業規
格B七六〇	四一及び	格B七六〇
六一一及び	一二に規定	格B七六〇六
一二に規定	できるもの	する試験が

(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)		
(略)		

(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	する試験が できるもの
(略)		
(略)		

(計量法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第四条 計量法施行規則の一部を改正する省令(平成二十九年経済産業省令第六十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(自動はかりを使用する適正計量管理事業所の 経過措置)</p> <p>第四条 計量法施行令及び計量法関係手数料令の 一部を改正する政令(平成二十九年政令第百六 十三号。以下「改正令」という。)による改正 後の計量法施行令(以下「新施行令」という。)第二条の規定にかかわらず、自動捕捉式はか り(計量法(平成四年法律第五十一号。以下「 法」という。)第二条第四項に規定する特定計</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(自動はかりを使用する適正計量管理事業所の 経過措置)</p> <p>第四条 計量法施行令及び計量法関係手数料令の 一部を改正する政令(平成二十九年政令第百六 十三号。以下「改正令」という。)による改正 後の計量法施行令(以下「新施行令」という。)第二条の規定にかかわらず、改正令附則別表 の第一欄に掲げる特定計量器については、それ ぞれ改正令附則別表の第三欄に掲げる日前まで</p>

量器であるものに限る。次項において同じ。）
については、令和九年三月三十一日までは、次に掲げる業務を行うことを要しない。

一 法第二百二十七条第二項の規定により指定の申請を行うこと。

二・三 (略)

(削る)

2| 新施行令第二条の規定にかかわらず、新施行令第二条第二号ロに規定する自動はかりのうち

は、次に掲げる業務を行うことを要しない。

一 計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第二百二十七条第二項の規定により指定の申請を行うこと。

二・三 (略)

2| 改正令附則別表の第一欄に掲げる特定計量器に係る前項各号に掲げる業務については、それぞれ改正令附則別表の第四欄に掲げる日以後に行うこととする。

3| 新施行令第二条の規定にかかわらず、新施行令第二条第二号ロに規定する自動はかりのうち

、ホッパースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケールについては、令和十三年三月三十一日まで、自動捕捉式はかり、ホッパースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケール以外のものについては、令和八年三月三十一日までは、第一項各号に掲げる業務を行うことを要しない。

(削る)

3|
(略)

、改正令附則別表の第一欄に掲げる特定計量器以外のもの(次項において「検定対象外自動はかり」という。)については、平成三十八年三月三十一日までは、第一項各号に掲げる業務を行うことを要しない。

4|
検定対象外自動はかりに係る第一項各号に掲げる業務については、平成三十一年四月一日以後に行うこととする。

5|
(略)

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(構造に係る技術上の基準に係る特例)

第二条 直流電力量計にあつては、計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第七十七条第二項（法第八十一条第二項及び第八十九条第三項で準用する場合を含む。）に規定する構造に係る技術上の基準の規定の適用については、令和九年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

(基準適合義務に係る特例)

第三条 直流電力量計にあつては、令和九年三月三十一日までに法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認の申請を行い、承認を受けた型式に属する電力量計についての法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、法第八十条、第八十二条、第八十六条及び第八十九条第二項の規定の適用については、令和九年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。